

お気軽にご利用ください

第4回

これからの共生のまちづくりに向かって

「共生のまちづくり推進協議会」が発足して、早や2年を過ぎようとしています。

この間「共生のまちづくり」という、新しいボランティア組織を見てみたいと、愛知県大町町や東京都台東区、福岡市、粕屋町ボランティア連絡協議会、志摩町、太宰府市などから来訪されました。そしてみなさんから、この構想に共感を持っていただきました。

しかし現実を考える時、まだまだ改善しなくてはならない

点の多い事を痛感しております。私は、週のうち3、4回ボランティアセンターに顔を出します。センターの利用状況は？、「つくしんぼ」の参加者は？、「喜一」憂しております。

去る、12月17日の「つくしんぼ」の、クリスマス会の盛況は特筆すべきものでした。これも、スタッフをはじめボランティアのみなさんの協力があってこそその成功だと思えます。

このように、ボランティアの方々の協力があって初めて「共生の

まちづくり」は進んでいくものと確信しております。「自分が出来ることを！自分が出来る時に！」の理念でボランティアさんを募っております。ぜひ、ボランティアセンターの事務局までご連絡ください。お待ちしております。

今後、各支援グループでは町民各位のニーズにあった活動を展開していきたいと願い、研究会や学習会などを開催してボランティアとしての資質の向上に努めて参ります。

（共生のまちづくり推進協議会 副会長 長沼俊彦）

▼問合せ先

ボランティアセンター事務局
☎9332-6300



平成17年春の火災予防運動が始まります

『火は消した？ いつも心にきいてみて』

3月1日から7日までの1週間、春の全国火災予防運動が実施されます。

春先は空気が乾燥し、風の強い日が多く、小さな火でも大きく燃え広がるなど、火災が発生しやすい条件が備わっています。

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストップは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

これらのことに十分注意をして、火災のない街づくりにご協力ください。

※予防運動期間中、町内全域にわたり消防署・消防団では、防火

ご存知ですか？ 住宅用火災警報器の設置が義務化されます！！

ホテル、百貨店など不特定多数の人が出入りする建物は、消防法によって消防用設備等を設置し、定期的な点検と消火、通報及び避難の訓練を行うなど、安全確保が義務付けられています。が、一般住宅の防災設備については、各居住者の自主性にゆだねられていました。

しかし、住宅火災は、建物火災全体の半数以上を占めており、死者数においては、実に8割以

上「住宅火災」によること、また亡くなられた方の約70%は逃げ遅れによること等から、今回の消防法の改正により住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられました。「住宅用火災警報器」を設置して火災を早期発見することにより、大切な命・財産を火災から守りましょう！！

- Q 住宅火災によること、また亡くなられた方の約70%は逃げ遅れによること等から、今回の消防法の改正により住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられました。
- A 「住宅用火災警報器」を設置して火災を早期発見することにより、大切な命・財産を火災から守りましょう！！
- Q 住宅用火災警報器ってどんなもの？
- A 火災の煙や熱を感知し、自動的に警報音が鳴り、いち早く火災の発生を知らせます。
- Q いつから義務付けられるの？
- A 新築住宅・平成18年6月1日から 既存住宅・未定（新築住宅の義務化から一定の期間経過後予定）
- Q 住宅のどの部分に取り付けるの？
- A 寝室や一定の階段等の天井又は壁の屋内に面する部分に取り付けます。
- Q どこで買えばいいの？
- A 住宅用火災警報器等を購入する目安として「住宅用火災警報器等の推奨制度」が設けられています。

「住宅用火災警報器相談室」のお知らせ

（財）日本消防設備安全センターにおいて「住宅用火災警報器相談室」が次のとおり開設されました。

▼業務内容 住宅用火災警報器に関する個人からの一般的な相談（販売・取付・取扱い・点検の方法、機能等に関するお問い合わせ）に対する回答（問合内容については、メーカー、販売店、消費者相談センター等の必要な相談先を紹介）

安としくください。消防署では、消火器や住宅用火災警報器等を販売することはありません。また、販売を業者に委託することもありませんので、悪質な訪問販売等に十分ご注意ください。

地域安全速報

安全安心まちづくり粕屋地区セフティタウン須恵

～街頭犯罪等抑止総合対策の推進～

●福岡県警察では、年間1万件を減少させることを目標に、今年も引き続き街頭犯罪等抑止総合対策に取り組みます。

●街頭犯罪等抑止取り組みの趣旨は、犯罪の発生が年々増加にあり、これに歯止めを掛けるために推進するものです。

●粕屋警察署においても、おもに発生が多い

- ・自動車盗 ・オートバイ盗 ・自転車盗
- ・車内狙い ・部品盗 ・侵入盗（住宅対象）
- ・自動販売機狙い ・ひったくり ・強盗
- ・強制わいせつ

の10罪種を抑止する活動を行います。

●住民のみなさまも被害にあわないために、次のことに注意しましょう。
（被害防止のポイント）

- 自動車盗 確実にキーを抜き、ドアロックする（キーを付けたままの盗難が多い）。スペアキーをバンパーの裏などに隠さない。
- オートバイ盗・自転車盗 二重ロックをする。防犯登録をする。
- 車内狙い 車内に現金やバックなどを置かない。必ず、ドアロックする。
- 侵入盗 空巣や忍び込みは、出入口のドアや窓に必ず複数の鍵を取り付ける。引き違い窓に補助錠を取り付ける。ピッキングの手口の空巣狙いが増加しています。この機会に鍵の見直しをしましょう。
- 自動販売機狙い 扉の前面に鎖錠を付けるなど、盗難防止の対策をする。
- ひったくり 夜間の一人歩きは避け、明るい道を通る。現金など貴重品は身につけ、バックなどは車道の反対側に持つ。

●被害にあったら、すぐ110番する。
●被害防止は、あなた自身の心がけです。

●問合せ先
粕屋警察署・粕屋地区防犯協会
☎939-0110（内線261・262）

毎週水・金 曜日の朝（10:00～12:00）は 65歳以上

須恵町わくわくデイサロン

ボランティアセンター1階（定員30人 自己負担 1回300円）

要予約

申込み・問合せ先
須恵町社会福祉協議会
☎933-2160

<p>介護予防事業 2月 のメニュー</p>	<p>16日（水）</p> <p>陶芸 光安 美子 先生</p>	<p>18日（金）</p> <p>フラワーソープ 花うさぎ園 藤田 裕史 先生</p>	<p>23日（水）</p> <p>ハンドベルと 懐かしい唱歌 近藤 義典 先生</p>	<p>25日（金）</p> <p>ほのぼの体操 高橋 裕生 先生</p>
<p>介護予防事業 3月 のメニュー</p>	<p>2日（水）</p> <p>ミラー付小物入れ 藤田 裕史 先生</p>	<p>4日（金）</p> <p>フラワーアレンジメント 矢野 由紀 先生</p>	<p>9日（水）</p> <p>転倒予防講座 （転ばないために） 日本予防学協会</p>	<p>11日（金）</p> <p>布のさくらあーと 梅野 洋田</p>